次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第２　計測方法 （略） １　水分 （略） (1)　（略） (2)　電気水分計による測定方法 電気水分計による測定方法とは、試料の電気的特性値を測ることによって間接的に試料の水分含有量を測定する方法をいう。 ①　適用品目 もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん及びそば ②・③　（略） (3)・(4)　（略） ２～15　（略）	第２　計測方法 （略） １　水分 （略） (1)　（略） (2)　電気水分計による測定方法 電気水分計による測定方法とは、試料の電気的特性値を測ることによって間接的に試料の水分含有量を測定する方法をいう。 ①　適用品目 もみ、玄米、精米、国内産小麦、国内産大麦、国内産はだか麦、大豆、小豆、いんげん及びそば ②・③　（略） (3)・(4)　（略） ２～15　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月三十日から施行する。

○農林水産省告示第八百六十七号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第一　国内産農産物 一　もみ (一)　（略） (二)　銘柄 イ　水稲うるちもみ 産地品種銘柄 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。 道府県 ／ 品種 （略） ／ （略） 宮城県 ／ あきたこまち、いのちの壱、大粒ダイヤ、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、コシヒカリ、五百川、ササシグレ、ササニシキ、さち未来、春陽、たきたて、だて正夢、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つや姫、東北一九四号、トヨニシキ、にじのきらめき、はぎのかおり、花キラリ、ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイーン、萌えみのり、やまのしずく、ゆうだい二一、ゆきふわり、ゆきむすび及びゆみあずさ	第一　国内産農産物 一　もみ (一)　（略） (二)　銘柄 イ　水稲うるちもみ 産地品種銘柄 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。 道府県 ／ 品種 （略） ／ （略） 宮城県 ／ あきたこまち、いのちの壱、奥羽四五二号、大粒ダイヤ、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、コシヒカリ、五百川、ササシグレ、ササニシキ、さち未来、春陽、たきたて、だて正夢、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つや姫、東北一九四号、トヨニシキ、にじのきらめき、はぎのかおり、花キラリ、ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイーン、萌えみのり、やまのしずく、ゆうだい二一、ゆきむすび及びゆみあずさ